

健康・体力相談事業利用規約

平成29年7月10日 規約第1号

公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団（以下「財団」という。）が、健康・体力相談支援システム（以下「システム」という。）を利用して実施する健康・体力相談事業（以下「相談事業」という。）の参加に当たっては、相談事業の参加をもって、この規約（以下「本規約」といいます。）に同意したものとみなします。

（相談事業の内容・範囲）

- 第1条 体組成・体力測定を行い、専門トレーナーによるシステムを用いた相談・アドバイス及び健康・体力づくりに関する個別プログラムの作成を行います。
- 2 活動量計の計測データは、システムに登録し、閲覧することができます。
 - 3 活動量計の計測データは、株式会社エムティーアイが提供する健康管理アプリ「CARADA」と情報を連携することができます。
 - 4 相談日時は、予約制とします。
 - 5 相談事業は、診療行為を伴わずに行う一般的な助言の範囲内のものであり、診断、治療等の医療行為を行うものではありません。
 - 6 トレーナーの指名は、承っておりません。

（参加申込み等）

- 第2条 相談事業の参加に当たっては、財団に対して参加申込みが必要です。
- 2 財団は、相談事業の参加申込みをした者が次の事項のいずれかに該当する場合は、相談事業の参加を承諾しないことがあります。
 - (1) 相談事業の参加申込み時の登録事項又は届出事項に、虚偽の記載、誤記又は記入漏れがあった場合
 - (2) 過去に本規約違反により、相談事業の参加を停止され、又は終了されたことがある場合
 - (3) その他財団が相談事業の参加を不相当と認める場合
 - 3 財団は、相談事業の参加申込みを承諾した後であっても、相談事業の参加申込みを承諾された方（以下「参加者」という。）が前項のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、相談事業の参加を停止し、又は終了することができるものとします。
 - 4 参加者が相談事業の参加の中止を希望される場合は、財団が別に定める手続により相談事業の参加中止の手続を行ってください。相談事業の参加中止の手続をした場合は、再度本規約に同意しない限り、相談事業にご参加いただくことはできません。
 - 5 相談事業は、別に定める相談事業の終了日をもって終了するものとします。

（参加費）

第3条 相談事業の参加には、別に定める参加費が発生します。一度納入いただいた参加費については、途中で参加中止等により相談事業を終了された場合でも、返金いたしません。

(システムの提供)

第4条 財団は、参加者に対し、本規約に関連するその他規約等及びシステム内に掲載される利用条件に従ってシステムを提供します。

2 参加者は、システムを利用するに当たり、必要なパーソナルコンピュータ、情報端末、通信機器、通信手段、通信環境及び電力などを、利用方法に応じて参加者の費用と責任で用意していただきます。

3 システムの利用時間は、原則として365日24時間とします。ただし、緊急の保守・点検を行う場合は、システムの一部又は全部を停止することがあります。

4 システムの運用停止を行う場合は、システムのトップページで事前にお知らせしますが、財団が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(ID・パスワード等の管理)

第5条 参加者は、システムを利用するに当たり、財団所定の方法により登録を行い、財団からIDの発行を受け、パスワードを設定する必要があります。

2 参加者は、登録に際して、最新かつ正確な情報を登録する必要があります。

3 参加者は、登録した情報に変更があった場合は、直ちに財団所定の方法により変更手続を行うものとします。参加者が変更手続を行わなかったことにより、参加者に損害その他の不利益を生じた場合であっても、財団は一切の責任を負いません。

4 参加者は、ID等について、自己責任において厳重に管理するものとします。万一、第三者が参加者のID等を使用してシステムにログインし、又はシステムの利用(なりすまし行為等の不正利用を含む。)を行った場合でも、財団は一切の責任を負いません。

5 参加者が、株式会社エムティーアイが提供する健康管理アプリ「CARADA」を財団から付与されたIDで利用する場合は、相談事業と「CARADA」が連携し、財団が相談事業で取得する相談事業の参加者情報(個人情報を含む。)のうち、「CARADA」で利用する共通の情報が株式会社エムティーアイに提供されます。この場合において、提供された情報は、「CARADA」総合利用規約に従い、適正に取り扱うものとします。

(個人情報の保護)

第6条 参加者が利用登録等をする際にシステムに入力した個人情報については、財団は、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団個人情報保護規程(平成23年規程第11号)に基づき、個人情報の漏洩、滅失及び損傷の防止その他安全確保の措置を行うこととします。詳細は、別紙「個人情報の取扱いについて」に定めるところによるものとします。

(禁止事項)

第7条 システムの利用においては、次の行為を禁止するものとし、参加者が次の行為のいずれかに該当すると認められる行為を行ったとき、又は行おうとしたことが認められるときは、財団は、予告なしに利用登録を抹消する等、必要な措置を採ることができること

とします。

- (1) システムを目的外で利用すること。
- (2) システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) システムの管理及び運営を故意に妨害し、又はシステムを破壊すること。
- (4) システムに対し、ウィルスに感染したファイルを送信すること。
- (5) 他の参加者のID及びパスワードを、不正に入手すること、又はこれらを使用すること。
- (6) 本人以外の人物を名乗ること。
- (7) 他人のプライバシーを侵害する行為をすること。
- (8) 法令等に反すると認められる行為をすること。
- (9) その他システムの円滑な運用を阻害するような行為をすること。

(免責事項)

第8条 災害、通信回線の事故その他の不可抗力により、システムの全部又は一部が中断した場合又は回線の混雑やキャリアによる通信制限により参加者がシステムを利用できなかった場合において、システムを利用できなかったことにより生じた損害については、財団は一切の責任を負いません。

2 財団は、参加者に事前に通知すること、又は参加者の同意を得ることなく、システムを変更又は終了させることができます。この場合において、参加者に生じた損害については、財団は一切の責任を負いません。

3 システムについては、正確かつ最新の情報をお届けできるよう最善を尽くしておりますが、情報の正確性、最新性、有用性、安全性、満足度等について万全の保証をするものではありません。

4 相談事業の回答は、医療行為ではなく、一般的な助言の範囲内のものです。参加者の具体的症状等については、相談事業の回答のみに依拠して判断し対処するのではなく、医師にご相談のうえ、専門的な診断を受けることをお勧めします。

(コンテンツの保護)

第9条 システムに含まれているプログラムその他のコンテンツは、著作権その他の知的財産権に関する法律及び条約によって保護されています。システムに含まれているプログラム及びコンテンツを無断で修正、複製、改ざん、頒布、販売等を行うことは禁じられています。

(利用規約の変更)

第10条 財団は、必要に応じて参加者に対し事前に通知することなく、本規約を変更することがあります。

2 本規約変更後にシステムを利用した場合は、変更後の本規約に同意したものとみなされます。

(その他)

第11条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、財団が別に定めるものとします。

附 則

この規約は、平成29年7月10日から施行する。